

このご案内は令和2年5月7日付で、事業主様宛に送付したものと同様のものです。

「緊急事態宣言」延長に伴う当組合の対応について

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より当組合の事業運営に格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

現在、新型コロナウイルス感染症の拡大は、未だ収束の兆しが見えない状況となっており、政府からの「緊急事態宣言」が延長され、不要不急の外出自粛要請も継続されたところです。

そのなかで、医療機関への適時、適切な受診や、感染等による労務不能時の休業補償等、これらの業務を担う健康保健組合にあっては法的業務を遂行し、医療保険者としての社会的使命、責任を果たす位置づけとなっております。

当組合としましても、感染拡大のリスク軽減と業務継続を図るため、可能な範囲での交替勤務や時差出勤を行い、併せて保健事業関係の一部事業の縮小を図っているところです。

つきましては、緊急事態宣言期間中の業務の取り扱いについて、下記のとおりとさせていただきます。

ご不便をお掛けいたしますが、何卒ご理解いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1	電話受付の時間短縮	厚生労働省より協力要請を受け、時差出勤および交替勤務に伴う、電話対応時間の短縮を実施します。 【対応時間】 9:00~16:00 【対象電話番号】 03-3834-7213 適用課 03-3834-7214 保険給付課 03-3834-7215 医療給付課 03-3834-7216 健康事業課 03-3834-7217 健康推進課
2	窓口による受付業務について	組合窓口による受付業務は原則中止しております。各種届出書、申請書の提出については、郵送でご送付ください。
3	直営保養所の休館及び新規予約の停止	直営保養所を「緊急事態宣言」期間中は休館いたします。 ※詳しくは コチラ をご覧ください。
4	大宮運動場の利用停止及び新規予約の停止	野球場、テニスコートを「緊急事態宣言」期間中は利用停止といたします。※詳しくは コチラ をご覧ください。
5	健康推進事業の停止	事業所訪問事業など急を要しない事業の停止。

※政府からの「緊急事態宣言」の終了、又は更なる延長等により変更となる場合があります。

以上

事業主および被保険者、被扶養者の皆様へ

「緊急事態宣言」延長に伴う施設事業について

当組合の保健施設事業につきましては、4月7日に新型コロナウイルス感染拡大に伴う「緊急事態宣言」がなされたました後に、直営保養所「強羅グリーンハイツ」「オレンジドームゆがわら」の休館、及び「大宮運動場」の利用停止 を行ってまいりました。

一方この間、報道等でご承知のとおり5月4日に、5月31日までの「緊急事態宣言」の延長が発出され 本日より適用されましたところでございます。つきましては、先述いたしました施設事業について 下記のとおりこれまでの扱いを延長させていただきます。

日頃より当組合の保健施設をご利用いただいている皆様には、引き続きご不便をおかけいたしますが、何より加入員の皆様の安全確保の観点からの措置でありますことから、何卒ご了承くださいますようお願い申し上げます。

記

- 直営保養所

「強羅グリーンハイツ」「オレンジドームゆがわら」とも、5月31日まで休館。

- 大宮運動場

野球場・テニスコートとも、5月31日まで利用停止。

—今後の状況等により、変更となることもございます。その際には改めてお知らせいたします。ご承知おきくださいますよう併せてお願い申し上げます。—

《お問い合わせ》

保健事業部 健康事業課 03-3834-7216